

#### ◆公正証書とは

公正証書には、遺言公正証書、金銭の貸借に関する契約や土地・建物などの賃貸借に関する公正証書、離婚に伴う慰謝料・養育費の支払に関する公正証書などがあります。

公正証書は、法律の専門家である公証人が公証人法・民法などの法律に従って作成する公文書です。公文書ですから高い証明力があります。

#### ◆公証人とは

公証人（こうしょうにん）とは、ある事実の存在、もしくは契約等の法律行為の適法性等について、公権力を根拠に証明・認証する者のことです。

全国各地の公証役場で公正証書の作成、定款や私署証書（私文書）の認証などを行います。

#### ◆大分公証人合同役場

〒870-0045

大分市城崎町 2-1-9 城崎 MK ビル 2 階

TEL 097-535-0888

